

東京地方裁判所司法行政事務処理規程

昭和五十七年六月十七日

東京地方裁判所規程第一号

改正

昭和五十八年	五月	十八日東京地方裁判所規程第二号
平成 六年	六月	三十日東京地方裁判所規程第二号
平成 十三年	十二月	十八日東京地方裁判所規程第五号
平成 十四年	三月	八日東京地方裁判所規程第一号
平成 十六年	十二月	二十日東京地方裁判所規程第四号
平成 二十年	七月	十四日東京地方裁判所規程第四号
平成 二十一年	三月	二十六日東京地方裁判所規程第三号
平成 二十一年	四月	十日東京地方裁判所規程第五号

東京地方裁判所司法行政事務処理規程（昭和二十二年六月二十三日東京地方裁判所規程第一号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第一条 東京地方裁判所の司法行政事務については、法令又は最高裁判所の規則のほか、この規程の定めるところによる。

（司法行政の機関）

第二条 東京地方裁判所に、裁判官会議のほか、本庁民事部会議、本庁刑事部会議及び立川支部会議（以下「各部会議」と総称する。）並びに常置委員会を置く。

第三条 裁判官会議は、所長、所長代行者及び各部に配置された裁判官（判事及び判事の権限を有する判事補をいう。以下同じ。）の全員で組織する。

2 本庁民事部会議は、所長、本庁民事部の所長代行者及び本庁民事部の各部に配置された裁判官の全員で、本庁刑事部会議は、所長、本庁刑事部の所長代行者及び本庁刑事部の各部に配置された裁判官の全員で、立川支部会議は、所長、立川支部長及び立川支部の各部に配置された裁判官の全員で、それぞれ組織する。

第四条 常置委員会は、所長、所長代行者並びに本庁民事部及び本庁刑事部において、それぞれその各部に配置された裁判官のうちから選出する各七人の常置委員及び立川支部において、立川支部長及びその各部に配置された裁判官のうちから選出する一人の常置委員で組織する。

2 常置委員の選出方法及び任期は、別に定める。

第五条 司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、所長が、これを総括する。

2 本庁民事部にのみ関する事項については、本庁民事部会議の議により、本庁刑事部にのみ関する事項については、本庁刑事部会議の議により、本庁民事部及び本庁刑事部に共通する事項については、本庁民事部会議及び本庁刑事部会議の合同の議により、立川支部にのみ関する事項については、立川支部会議の議により、それぞれ、裁判官会議の議に代えて、事務を処理することができる。

第六条 前条第二項の規定により処理した事項は、その後最初に開かれる裁判官会議に報告して、その承認を得なければならない。

（司法行政事務の委任）

第七条 裁判官会議は、次の各号に掲げるものを除く司法行政事務を所長に委任する。

- 一 規則又は規程の制定又は改廃
- 二 裁判事務の分配、裁判官の配置又は裁判官に差支えのあるときの代理順序
- 三 開廷の日割
- 四 所長、支部長、部の事務を総括する裁判官又は簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差支えのあるときの司法行政事務の代理順序
- 五 裁判事務の取扱いに関する司法行政の監督
- 六 裁判官分限法第六条の申立て又は第八条の規定による抗告
- 七 裁判所法第三十八条の規定による簡易裁判所の事務の移転
- 八 裁判官会議又は各部会議において、特に重要と認め、裁判官会議又は各部会議の議によつて処理すべき旨を決議した事務
- 2 所長は、前項の規定により委任された事務のうち、別表に掲げるものを処理するにあつては、あらかじめ、常置委員会を開いて、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急の事情のため、常置委員会を開くことができない場合は、この限りでない。この場合には、その後最初に開かれる常置委員会にこれを報告しなければならない。
- 3 所長は、前項に定める事務を処理したときは、その後最初に開かれる裁判官会議にこれを報告しなければならない。
- 4 所長は、第一項の規定により委任された事務のうち、立川支部にのみ関するもの（第二項の規定により常置委員会の意見を聴くことを要するものを除く。）の全部又は一部を立川支部長に委任することができる。

(裁判官会議及び各部会議の運営)

第八条 定例の裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集するものとする。

2 所長は、必要に応じて、裁判官会議又は各部会議を招集することができる。

3 裁判官会議又は各部会議を組織する裁判官の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、所長は、速やかに当該会議を招集しなければならない。

第九条 裁判官会議又は各部会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該会議を組織する各裁判官に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十条 所長は、裁判官会議又は各部会議に議案を提出するには、あらかじめ、常置委員会を開いて、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急の事情のため、常置委員会を開くことができない場合は、この限りでない。

第十一条 裁判官会議又は各部会議は、公開しない。ただし、会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

2 判事の権限を有しない判事補は、裁判官会議又はその配置された部に応ずる各部会議に出席して、意見を述べることができる。

3 事務局長は、各会議に出席して、意見を述べることができる。ただし、当該会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

4 首席書記官は、所管事務に関し、各会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 東京第一檢察審査会事務局長は、東京地方裁判所管内檢察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官會議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

6 裁判官會議又は各部會議において適當と認めるときは、当該會議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

第十二条 裁判官會議又は各部會議においては、いずれも所長がその議長となる。

第十三条 會議は、当該會議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ、決議をすることができない。

第十四条 會議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十五条 會議には、事務局長又は裁判所事務官を立ち会わせ、議事録を作成させる。

2 議事録には、出席者の氏名、議事の經過の要領及びその結果を記載し、議長及び作成者が署名しなければならない。

(代表者會議)

第十六条 緊急の処理を要する事項については、裁判官會議の議に代えて、所長、所長代行者並びに本庁及び支部の各部の代表者で組織する會議（以下「代表者會議」という。）の議により事務を処理することができる。

2 緊急の処理を要する事項のうち、本庁民事部にのみ関する事項については、所長並びに本庁民事部の所長代行者及び各部の代表者で組織する會議の議により、本庁刑事部にのみ関する事項については、所長並びに本庁刑事部の所長代行者及び各部の代表者で組織する會議の議により、立川支部にのみ関する事項については、所長、支部長及び立川支部の各部の代表者で組織する會議の議により、それぞれ、裁判官會議又は各部會議の議に代えて、事務を処理することができる。

3 代表者会議又は前項に定める各会議（以下「各部代表者会議」と総称する。）を組織する各部の代表者は、各会議の都度、各部の裁判官の中から各一人を互選するものとする。

第十七条 前条第一項の規定により処理した事項は、その後最初に開かれる裁判官会議に報告して、その承認を得なければならない。

2 前条第二項の規定により処理した事項は、その後最初に開かれる裁判官会議又は対応の各部会議に報告して、その承認を得なければならない。

第十八条 代表者会議又は各部代表者会議は、所長が招集する。

2 代表者会議又は各部代表者会議には、関係各部の代表者以外の裁判官又は判事の権限を有しない判事補も出席して、意見を述べることができる。

3 第九条、第十条、第十一条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第十二条から第十五条までの規定は、代表者会議又は各部代表者会議に準用する。

（常置委員会）

第十九条 常置委員会は、第七条第二項及び第十条の規定によるほか、随時、司法行政事務の運営について、所長に意見を述べ、これを補佐する。

第二十条 常置委員会は、本庁民事部にのみ関する事項については、所長並びに本庁民事部の所長代行者及び常置委員で組織する会議の議により、本庁刑事部にのみ関する事項については、所長並びに本庁刑事部の所長代行者及び常置委員で組織する会議の議により、それぞれ、その職務を行うことができる。

第二十一条 常置委員会においては、所長がその委員長となる。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

第二十二條 常置委員会は、委員長が招集する。

2 第九條、第十一條第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第十三條から第十五條までの規定は、常置委員会に準用する。

第二十三條 常置委員会の事務処理に必要な事項は、この規程に定めるもののほか、常置委員会が定める。

(所長代行者)

第二十四條 東京地方裁判所に所長代行者を置く。

2 所長代行者は、所長を常時補佐し、所長に差支えがあるときは、その職務を代行する。

3 所長代行者は、常置委員を兼ねることができる。

4 所長代行者は、本庁民事部及び本庁刑事部において、それぞれその各部に配置された判事のうちから各二人を選出し、立川支部においては、支部長をこれに充てる。

5 民事部及び刑事部における所長代行者の選出方法及び任期は、別に定める。

6 東京地方裁判所の裁判官で東京簡易裁判所の裁判官を兼ねる者が同裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に指名されたときは、その者が所長であるときを除き、第四項の規定による所長代行者のほか、その者を所長代行者とする。

7 本庁民事第二十一部の部の事務を総括する裁判官に指名された者は、第四項及び第五項の規定にかかわらず、所長代行者とする。

8 前項の所長代行者は、本庁民事第二十一部及び東京地方裁判所民事執行センターに係る業務に関する限り、

所長を常時補佐し、所長に差し支えがあるときに、その職務を代行する。

(裁判官の監督権)

第二十五条 部の事務を総括する裁判官は、その部の裁判官以外の職員を監督する。

2 部に属する他の裁判官は、必要に応じて、前項の監督権を行う。

附 則

1 この規程は、昭和五十七年七月一日から施行する。

2 東京地方裁判所司法行政事務処理規程第八条の規定に依る委任事項（昭和二十二年六月二十三日裁判官会議決議）は、廃止する。

3 この規程の施行前にした改正前の東京地方裁判所司法行政事務処理規程の規定による処分その他の行為は、この規程のうちこれに相当する規定があるときは、この規程の規定によつてしたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和五十八年五月二十五日から施行する。

附 則

この規程は、平成六年七月一日から施行する。

附 則（抄）

1 この規程は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則（抄）

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十年七月十五日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十一年四月二十日から施行する。

別表（第七条第二項関係）

常置委員会の意見を聴くことを要する事務（平成16年12月定例裁判官会議可決）

- 一 裁判官以外の職員（行政職俸給表（二）の準用を受けるものを除く。）の配置に関する事務
- 二 裁判官以外の職員の分限、懲戒又は保障に関する事務
- 三 総括執行官の任免、総括執行官代行者の指名及びその取消し並びに総括執行官補佐の指名及びその取消しに関する事務
- 四 司法委員若しくは鑑定委員の選任若しくは解任又は民事調停委員の任命、解任等の上申、主として職務を行ふべき裁判所の指定若しくは職務の代行に関する事務
- 五 精神保健審判員として任命すべき者及び精神保健参与員として指定すべき者の選任及び選任の取消しに関する事務
- 六 裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服の処分（裁判事務の取扱いに関するものを除く。）に関する事務
- 七 弁護士懲戒請求に関する事務